

クヤヴィ・ポモージェ2026世界室内陸上競技選手権代表選手選考要項

1. 編成方針

北京世界選手権でメダル・入賞を期待される競技者、もしくは出場権獲得が有望な競技者を対象に、戦略的に派遣する。

2. 期日

2026年3月20日(金)～22日(日)

3. 場所

クヤヴィ・ポモージェ(ポーランド)

4. 種目

(1) 男子

60m、400m、800m、1500m、3000m、60mH、4×400mリレー
走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投、七種競技

(2) 女子

60m、400m、800m、1500m、3000m、60mH、4×400mリレー
走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投、五種競技

5. エントリー枠

(1) 個人種目

男女各3名エントリーできるが、2名のみ出場可能。
ただし、ワイルドカードによる出場有資格競技者がいる場合は、3名出場可能。

(2) リレー種目

男女各8名

6. 選考基準

(1) 60m、400m、800m、1500m、3000m、60mH、走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投

下記の数字の若い順に優先する。

1) ワールドインドアツアールワイルドカード(内定)

2026年ワールドインドアツアール各個人種目の総合優勝者はワイルドカードにより世界室内陸上競技選手権大会の参加資格が即時に付与され、即時内定とする。

※加盟国陸連が参加資格を取得した競技者が3名いる場合は3名全員が出場を認められる。

2) 参加標準記録を満たした上位の競技者

参加標準記録有効期間内に参加標準記録を満たした競技者。ただし、参加標準記録を満たした者が複数いる場合、2026年3月11日発表の「Road to Kujawy Pomorze」において上位の競技者を優先する。同記録の場合は、有効期間内のセカンド記録で比較し、上位の競技者を優先する。

3) トップパフォーマンスリスト

参加標準記録においてターゲットナンバーを満たされなかった場合、参加有効期間内での記録上位者。2026年3月11日発表の「Road to Kujawy Pomorze」において資格を得た競技者。同記録の場合は、有効期間内のセカンド記録で比較し、上位の競技者を優先する。

その場合、事前エントリーをする必要があり、その対象者は「Road to Kujawy Pomorze」に基づきターゲットナンバーの120%までの競技者を対象とする。

(3) 4×400mリレー

個人種目のエントリー状況等を鑑み派遣の可否を検討したうえで、2025年度の競技成績やリレーの特性・戦略を考慮し、強化委員会が推薦する競技者。

(4) 混成競技

2025年12月31日までに参加意思を示した競技者の中から、2026年1月9日にワールドアスレティックス(以下、「WA」という。)より発表される、ワールドランキングに基づいた有資格者リストに掲載された競技者。

7. 参加標準記録・ターゲットナンバー

(1) 有効期間

2025年11月1日～2026年3月8日

(2) 標準記録・ターゲットナンバー

男子		種目	女子	
参加標準記録	ターゲット ナンバー		ターゲット ナンバー	参加標準記録
6.59	56	60m	56	7.20
45.80	30	400m	30	51.75
1:45.90	30	800m	30	2:00.90
3:36.00	30	1500m	30	4:06.00
7:33.00	15	3000m	15	8:35.00
7.65	48	60mH	48	8.02
参加標準記録なし	－	4×400mR	－	参加標準記録なし
2.30	12	走高跳	12	1.96
5.90	12	棒高跳	12	4.70
8.17	16	走幅跳	16	6.75
16.90	16	三段跳	16	14.15
21.20	16	砲丸投	16	18.90
WA招待競技者	14	混成競技	14	WA招待競技者

8. 年齢制限

U20以下の競技者の出場制限は以下の通り。

(1) U20の競技者

2026年12月31日時点で18歳または19歳の競技者(2007年、2008年生まれ)は、すべての種目に出場できる。

(2) U18の競技者

2026年12月31日時点で16歳または17歳の競技者(2009年、2010年生まれ)は、砲丸投以外の種目に出場できる。

(3) U16の競技者

2026年12月31日時点で16歳に満たない競技者(2011年以降生まれ)は、すべての種目に出場できない。

9. 選考方法

編成方針及び選考基準に則り、強化委員会にて選考原案を作成し、専務理事の承認を経て決定する。

10. その他

(1) 代表選手は、編成方針及び選考基準に則って選考されるが、その派遣人数はWAが定めるエントリー数の上限の枠を保证するものではない。

(2) 代表選手は本連盟または大会主催団体が定める義務及びその他必要事項を遵守するものとする。

本連盟が定める日本代表選手等に関する規程（参考）：

- ・[日本代表選手等の肖像等に関する規程](#)
- ・[日本代表選手等の公式衣類に関する規程](#)
- ・[日本代表選手等に関する行動規範](#)

(3) 下記の項目に該当する場合は、代表を取消すことがある。

- 1) アンチ・ドーピング規則に反した場合
- 2) 故障等により、競技力を発揮できない事態が生じた場合
- 3) 前記(2)を遵守しない場合

(4) 代表選手は、選考後のトレーニング状況を報告すると共に、医事委員会がメディカルチェックの必要があると判断した場合は、応じる義務を負うものとする。

(5) 天災、疫病の流行その他の理由による選考競技会の開催中止またはその開催方法等の変更に伴い、選考競技会、選考基準及び選考方法について、専務理事の決定により、変更することができる。

以上